

資料整理から 染物の型紙 P1 はい、文化財係です 11 徳川將軍家の鹿狩と  
島根の旗 P2 行政文書に見る足立区の水害記録 (六) P3

# 足立史談

第 617 号

2019 年 7 月 15 日

足立区立郷土博物館内  
足立史談編集部  
〒120-0001  
東京都足立区大谷田 5-20-1  
TEL 03-3620-9393  
FAX 03-5697-6562  
(30-309)

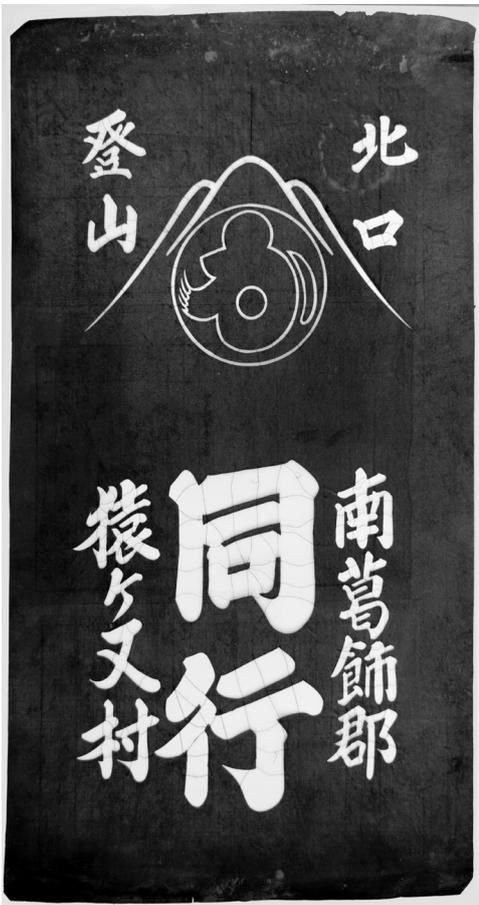
## 資料整理から

# 染物の型紙

郷土博物館

足立区内には、染物の工場が多くあったということが知られています。(『六月町における 紺屋のはなし』足立史談会郷土資料刊行会)

郷土博物館に寄贈された染物の型紙を、博物館解説ボランティア博友会のみなさんと整理作業を進めています。地元と関係する型紙も見出され



型紙 (上) 72 x 61.5cm  
(下) 72 x 38.2cm

たのでその報告を行います。

■神明の染色資料 これまで、染色関係では清水染工場(島根三丁目)から寄贈された資料がありますが、今回、神明南の金杉明光氏から寄贈された型紙は、長年同家で保存していたものですが、すでに染色の仕事から離れて三代目になり、仕事の詳細については不明でした。そのため、残された型紙を見ることによつて、その使われ方などを類推しながら整理しています。

■型紙 染物の型紙は、美濃和紙を柿渋で何枚も貼り合わせ、杉のおがくずで、一週間ほどいぶした紙(型地紙・かたじがみ)で作られます。この型地紙に、彫刻刀を使い、着物や手ぬぐいの柄を彫り、型紙として使うのです。型紙の発祥は、三重県

伊勢市白子で伊勢型紙とよばれ、そのため、型地紙の産地も伊勢にあります。

■金杉家の型紙 金杉家に残された型紙の多くは、長板中形(ながいたちゅうがた)とよばれる浴衣の染め技法で使用されたものです。簡単な名称や数字などが墨書されたものもあり、その一点に「明治十一年」と記年があったので、曾祖父のころの仕事であったということからも、これらはおおむね明治〜大正期に使われたものと考えられます。

長板中形では、一反(着物一枚分)の布を、六メートル五〇センチほどの板の裏表に張り、そこに型紙を置いて、ヘラで防染糊をつけていきます。これを型付けといえます。板の一面に糊を付けたあとは、ひっくり



浮かせた文字「水元」を固定させる細い糸が見える。  
他の文字にも糸が入り、型を安定させている。



型紙 65 x 39.5cm

返して生地 of 続きに型付けします。型紙についている「見当」、「ホシ」をあわせて、柄がくるいなく繋がるようにします。

そして、生地全体を藍につけると、糊のついた部分は染まらずに白く残ります。糊と余分な染料を洗い落とすと、白と藍の柄ができるのです。

なお、長板中形では、型付けした板を干して糊が乾くと、糊のついていない裏面をもう一度張り、透けて見える生地の表面の柄とぴったり重なるように裏面にも型を付けます。こうすることで、白と藍がしっかりと染まった柄となります。板に布を張ること(長板)、小紋に対して、中ぐらいの模様(型紙)であることから長板中形といえます。  
■マネキの型 ほとんどは、浴衣もしくは手拭の型のようにですが、そのなかに、マネキとよばれる旗のようなものの型がありました。(前頁)これは、現在の葛飾区水元の富士講のマネキです。マネキは、富士講の人々の参拝先や、富士登山の際

の宿坊などに奉納されるものです。また、詳細は不明ですが、日蓮宗の講と見られる「府下内匠」の妙法結社のマネキの型もありました(写真上)。内匠は現在の内匠橋付近のことで、ごく近い地域の仕事を受けていたことがわかります。  
■糸入れ 型紙を彫る際に左の写真のように「水元」の文字が型紙から切り離されているとき、あるいは細かい縞柄などがよれてしまわないように、「糸入れ」という作業が施されています。細い絹糸で、文字が落ちないように固定されています。これは、型を彫った後、型紙を二枚にはぎ、間に糸を挟んで、柿渋で再び貼り合わせる作業です。大正の末には、絹の網を裏から漆を使って張る「紗張り(しゃばり)」という方法が生まれ、昭和に入ると広く普及して行きます。金杉家の型紙には、この型紙のように形状に合わせて糸入れたものがあり、網目のように糸入れたものがありますが、紗張りとは異なるようで、古い形の補強の仕方であると思われる。  
■整理をしながら考える 資料を広げながら分類方法やその性質などを考えながら作業をしています。今回は、まず初めにわかったことの報告ですが、こうした整理や調査を続けることによって、さらに新しい発見もでてくると思います。さまざま

情報を積み重ねることによって、郷土の歴史や文化が次第に明らかになっていくのです。

はい、文化財係です 11

**徳川将軍家の  
鹿狩と  
島根の旗**



近年、鹿による害が各地で増加して問題となっていますが、幸い足立区で鹿による害はありません。区内には鹿浜といういかにも鹿がいそうな地名がありますが、これは昔「鹿」を「し」と読んでいたため、「しはま」と呼ばれていた土地に「鹿浜」という文字をあてたもので、特に鹿とは関係ありません。しかし、足立区には、鹿に関する文化財が残されています。それが足立区登録有形文化財(歴史資料)の「御鹿狩勢子村旗測江領嶋根村」(写真・以下、村旗と略す)です。これは江戸時代の将軍の鹿狩に関係した旗です。  
■将軍の鹿狩 鹿狩をはじめとした狩猟は、古代から行われていました。特に武芸を尊ぶ武士たちは頻繁に狩猟を行いました。弓馬を用いて狩猟をすることは武芸の鍛錬にもなったからです。

徳川家康をはじめとした戦国武将たちは鷹狩を好みましたが、これは鷹狩が軍事訓練や領内の巡見につながるからでした。

十七世紀初頭、戦国の争乱が終わり太平の世が訪れます。太平の世に慣れ切った十七世紀末には、五代將軍徳川綱吉が儒教道徳に基づき、有名な「生類憐みの令」と呼ばれる一連の政策を実施していきます。この中で、綱吉が狩猟一切を禁止したため、狩猟が復活するのは鷹狩好きで知られる八代將軍吉宗の代まで待たねばなりませんでした。

狩猟が禁止された期間が長かったため、狩猟を経験したことがない武士が増えました。吉宗が狩猟を復活させた時、武士の中には、どのような恐ろしい生き物が出てくるかわからないし、とても生きて帰ることからできないだろうと怯え、妻子と惜



子人足四十一人「測江領嶋根村」と染められています。村旗に年月日は記されていませんが、嘉永二年（一八四九）三月十八日に二代將軍家慶が行った鹿狩に関するものと伝わ

別の酒を酌み交わしてから狩りに参加した者がいたという逸話まであるほどです（『有徳院殿御実記付録』）。これは多分に誇張が含まれているとみられますが、武士たちが狩猟から離れていた状態が伝わってきます。

吉宗は鷹狩をはじめとした狩猟も復活させますが、その中には鹿狩も含まれていました。鹿狩はその名の通り鹿を狩るものですが、猪などほかの動物も対象となりました。鹿狩の狩場となったのは小金牧で、これは五つの牧場の総称で、現在の千葉県北西部に存在した広大な牧場でした。この小金牧を狩場とした鹿狩は幕末までに計四回行われました。

■村旗の意味

村旗は、島根村の名主を務めた桐田家に伝来したもので、現在は郷土博物館に寄贈されています。紺地に白抜きで「御鹿狩御用」「勢

子人足四十一人」は記されていせんが、嘉永二年（一八四九）三月十八日に二代將軍家慶が行った鹿狩に関するものと伝わ

っています。この時、家慶は江戸城を出発してから、両国橋で乗船し、そこから千住大橋まで舟で移動し、千住に上陸、その後は陸路で小金牧を目指しました（復路も同じ道程）。この一行は、目的地に敵兵こそいないものの、將軍の率いる大軍といえるものでした。

村旗には、勢子（せこ）として島根村から四一人の足元を徴発していたことが記されています。勢子とは、狩猟者が獲物を捕りやすくするため、一定の場所に獲物を追いやる者のことです。島根村の人々は、村旗を掲げながら勢子として鹿狩に参加したのです。

勢子は近隣の三〇〇以上の村々から多数動員され、鹿狩には幕臣・百姓合わせて六・七万人もの人々が動員されました。また、旗は残っていませんが、入谷からも勢子が動員されたこと、そして旗の作成方法が詳細に定めてあったことなどが古文書に書き残されています（磯周二「御鹿狩御用勢子人足旗のこと」『足立史談』三一九号、一九九四年）。

■幕末の政情不安と鹿狩

嘉永の鹿狩では、獲物となる鹿や猪などの動物が少なくなっており、各地から動物をかき集めて牧の中に放し、それを狩ったといえます。このように各地から大量の人員を動員

行政文書に見る  
足立区の水害記録 (一六)  
山崎尚之

■農作物の被害調査報告

東京府は、洪水の被害状況を把握しようとして九月五日付けで調査報告を大至急で提出するようという依頼を南足立郡役所に行います。しかし、これ以前の八月二十五日に、郡役所は、各町村に対して被害状況の報告

■千葉県に残る旗

村旗とほぼ同様のものは他地域にもいくつか残されていますが、仲木戸新田（千葉県白井市）と鷺沼村（千葉県習志野市）に残されているものは、その高い歴史価値が認められ、千葉県指定有形文化財となつています。このことから村旗の歴史的価値の高さがうかがえます。

（文化財係学芸員 佐藤貴浩）

を求めていました。そのため郡役所では、農作物の被害報告を依頼翌日の九月六日付けという、東京府からすればまさに「大至急」の速さで府知事あてに提出しています。

### ■各町村の被害状況

調査報告を見てみると、やはり千住町と江北村、綾瀬村の被害が多いことがわかります。反対に東澗江村は、農作物その他は「災害ヲ免レ著シク浸水被害無之」ということにより被害報告は提出しないとされています。千住町・江北村・綾瀬村は「被害歩合」が「皆無」と書いてありますが、どうもかなりの被害を受けたということのようです。水稻・枝豆・葱の三種類はどの町村でも作っていたらしく、すべての町村の被害届に記載があります。

各町村の被害届を見てみると、千住町は農作物の種類の記事が少なく前記の三種以外ではナスと小豆、その他蔬菜類だけです。西新井村はこれとは反対に、記載されている農作物の種類が多く、粟や黍、蜀黍（トウキビ）とうもろこし、蕎麦、款冬（カントウ）ふき、里芋、ナス、三つ葉、菊などがあり、珍しいものとしてはこの地域の特産品である「芹種子」が記載されています。江北村は西新井村と同様に記載されている農作物の種類が多く、珍しいところでは玉蜀黍（とうもろこし）や茶、

桑、葉藍があります。舎人村では前記三種に里芋だけで、梅島村も同様に前記三種と里芋にナスだけです。

綾瀬村は種類が多く、黍、粟、蜀黍、蓮根、慈姑（くわい）、落、茗荷、百合、甘藷などが届けられています。花畑村、淵江村は三種に里芋だけ、伊興村はそれにさらに菊を加えただけです。

被害届が提出された日付は、被害のなかった東澗江村が一番早く八月三十日付けで出されていて、その他の村は九月一日から五日に提出されています。最も遅かったのは千住町で九月六日付けという、郡役所から東京府への報告当日の届出です。しかし、これら各町村からの被害届が提出された後に、どのような対応が取られたのかは記載がなく、わかりません。ただ、各町村でどのような農作物が作られていて被害にあったかを知ることができる報告書になっています。

### ■ふたたびの洪水発生？

明治四十年九月十七日には再度、洪水発生の危険性が高まりました。これも「日誌」として記録が残されています。九月二十二日付けの原義書では、西新井・伊興・江北・舎人の各村長あてに、現在は荒川決壊の危険性はないものの、充分注意するようにと通知しています。そして、この原義書の添付文書として「日誌」

として記録があります。

九月十七日から「暴雨」（大雨）があつて、十八日十八時の佐谷田（埼玉熊谷市の荒川沿いの地区）の水量が約二百五十七センチになったと東京府から電話連絡が入ります。また二十時には、八月二十六日に決壊した埼玉県鳩ヶ谷町の芝川の堤防が、まだ修理は終わっていないけれども二百センチほどに増水しなければ溢水しないので、現状では異常なしという電話が東京府から入りました。十九日は増水を懸念して吏員数名が二十一時ころまで在庁していました。二十四時には荒川の千住大橋際の水量が約二百七センチになり、更に増水中で、「川原畷」（千住橋戸あたりの堤外地）が「ビチャビチャ」になりました。六時三十分には北豊島郡土木出張所から「土田橋」（場所不明）の水量が約五百六十七センチになり、一時間に約十センチずつ増水していると電話連絡がありました。七時には荒川の水量が約二百二十七センチになり、川原の通行が危険になってきたため渡船の準備を命令しました。十五時には水量が約二百三十五センチになり渡船を開始しました。この日は二十三時過ぎに職員は退庁しました。二十一日は土曜日でしたが、職員は夜二十一時まで在庁していました。二十二日は日曜日ですが、職員七名が出勤しました。九

時に東京府の土木課長より荒川支流である鴨川（埼玉県桶川市に源を發し、上尾市・さいたま市・朝霞市を流れ、朝霞市で荒川に合流する河川）で先月の洪水で決壊したところから浸水しつつあり、詳細は府の職員が帰庁の上通知すると連絡がありました。この件は、十六時に南足立郡への浸水はないと連絡がありました。二十二日十五時には、荒川の水量が減つたため渡船を止め、十六時には職員を退庁させました。これでもう安心と思つていたところ、上流の埼玉県に降つた雨が流れ下つてきたため時間が経過して再び増水し、十九時に水量が約二百四十センチに達して川原の通行が危険になったため渡船の準備をしました。しかし、二十時には漸次減水に向かつてきたので、渡船準備を中止しました。

以上で九月下旬の降雨による荒川増水対応の日誌は終了します。前回の大きな被害をもたらした洪水から二週間ほどで再度大雨に見舞われ荒川が増水したためでしょうか、大した被害は発生しなかったにもかかわらず、このような記録を残すという慎重な対応になっています。簿冊では、この後に前の洪水の日誌と同じように千住大橋際の荒川水量の増減が記録されています。

つづく

（当館専門員）